

加須市立図書館資料収集要綱

(平成22年3月23日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、加須市立図書館条例施行規則（平成22年加須市教育委員会規則第37号）第18条の規定に基づき、市民の求める資料や情報に応えるとともに、加須市立図書館（以下「図書館」という。）の奉仕活動を十分に展開するため、図書館における図書館資料の選定や収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 資料の選定又は収集に際し、職員は次に掲げる基本方針を守らなければならない。

- (1) 利用者の知る権利を保障する機関として「図書館の自由に関する宣言」に基づき利用者の多様な資料要求に十分配慮して、幅広く収集するものとする。
- (2) 資料の収集は、利用者個人の思想的・宗教的・政治的立場を尊重し、自由で公正な選定のもとに行い、個人、組織、団体等からの圧力や干渉に左右されることなく行う。
- (3) 主義・主張や多様な意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (4) 著者や出版者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除しないこととし、職員も同様に個人的な思想や関心等によって選定をしない。
- (5) 基本的人権の侵害にかかわる問題等の資料の公開及び取り扱いについては、担当課等と協議して、図書館課長がこれを決定する。
- (6) この要綱は、公開して広く市民の検討と協力を得るように努める。

(収集対象)

第3条 収集する資料の種類は次のとおりとし、具体的な収集の規準

については別に定める「加須市立図書館資料収集基準」による。

- (1) 図書（一般図書、児童図書、参考図書、青少年向け図書、外国語図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌）
- (3) 地域・行政資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 障害者サービス用資料
- (6) 電子資料
- (7) 漫画・コミック
- (8) その他

（選定会議）

第4条 この要綱に基づき資料の選定及び収集を適正に行なうため、加須市立図書館資料選定会議（以下「選定会議」という。）を次のとおり設置する。

- (1) 選定会議は図書館課長が指名した職員により構成する。
- (2) 選定会議の結果について月に1度、生涯学習部長に報告し決裁を受けるものとする。

（資料の管理）

第5条 図書館職員は、収集した資料の管理に当たり、適切な配架、除架及び除籍に努めなければならない。ただし、図書館は通常管理下での損傷、亡失等に対し、その責めを負わないものとし、資料の除架及び除籍に関する基準は、図書館課長が別に定める。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、資料の選定収集に関し必要な事項は図書館課長が別に定める。

（要綱の改正）

第7条 この要綱は公開し、地域社会の情勢の変化に応じて適切に改正するものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 29 日から施行する。